

東京都公立大学法人における目標・評価の仕組み

1 中期目標期間について

◆東京都公立大学法人(平成17年4月1日設立)

第一期中期目標期間 平成17年度から平成22年度(6年間)

第二期中期目標期間 平成23年度から平成28年度(6年間)

第三期中期目標期間 平成29年度から令和 4年度(6年間)

第四期中期目標期間 令和 5年度から令和10年度(6年間)

2 目標・評価の仕組みについて

- 知事は、法人が達成すべき業務運営に関する中期目標について、評価委員会の意見を聴いた上で、議会の議決を経て決定し、法人に指示(中期目標を変更する際も、同様の手続)。

今回の審議事項

- 法人は、中期目標に基づき中期計画を作成し、自主的・自律的な業務運営を行う。
- 評価委員会は、毎年度及び中期目標期間全体における法人の業務実績を評価。
- 評価委員会は、中期目標期間の最終年度の前年度に中期目標期間終了時に見込まれる業務実績を評価。
- 中期目標期間終了時に、知事が法人の組織・業務全般を検討

令和3年8月審議済

今回の審議事項